

〔9〕 学校防災計画

1 防火防災に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、消防法第8条および沖縄県立学校管理規則第83条から第85条の規定に基づき、本校における防火防災に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規定は、防火防災管理の徹底を図り、災害防止に万全を期すとともに非常事態に際しては職員・生徒一丸となって消火対策に当たり、災害による人的・物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

(防火防災対策委員会と任務)

第3条 防火防災対策委員会をおき、その構成及び任務は次のとおりとする。

- 1 構成：校長(委員会)、教頭(防火管理者)、事務長、教務主任、生徒指導主任、正・副農場長、
(5 学科主任)、施設係、生徒会顧問
- 2 任務：(1) 学校の防火防災計画と実施の推進
(2) 消防設備の改善強化
(3) 防火防災に必要な諸施設・設備の整備点検

(防火管理者)

第4条 防火防災管理のため防火管理者をおき、教頭が当たる。

- 2 防火管理者は、防火防災計画の立案及び実施を推進するとともに関係機関との連絡提携に努める。

(火気取締責任者)

第5条 平常時における火災予防の徹底を期するため、火気取締責任者をおく。

- 2 火気取締責任者は、担当施設区域の火気管理について責任を持ち、常に火災防止に万全を期さなければならない。
- 3 各施設の火気取締責任者は、毎年度初めに定める。

(警備の任務)

第6条 警備の任務は次のとおりとする。

- 2 校内管理を厳正にし、特に火気使用の場所の点検巡視を実施する。
- 3 校内施設の戸締まり、施錠を徹底し、日曜、祝祭日特に部外者の無断出入りを防止する。
- 4 火災が発生した場合には、直ちに消防署及び警察署に通報するとともに、校長、教頭及び事務長に連絡しなければならない。

(自衛消防隊)

第7条 不時の災害に備えて、職員・生徒による自衛消防隊を別表のとおり組織編成する。

(火災発生時の対応)

第8条 職員及び生徒は、火災が発生した場合には安全を第一に心がけ、冷静かつ迅速に次のような対応を行うものとする。

- 1 火災を発見したときは、直ちに自衛消防隊本部に連絡する。自衛消防本部は、放送・非常ベル、放送・非常ベル、又は、鐘音で学校全体に知らせるとともに、消防署及び警察署へ通報し、かつ自衛消防隊の体制を敷く。

- 2 火災発生現場に居合わせた職員又は生徒は、直ちに自衛消防隊本部に連絡するとともに、初期消火に努める。
- 3 各係職員は、速やかに各自の分担任務につく。
- 4 生徒の避難場所は、運動場とし、避難誘導係又は現場に居合わせた職員の指示に従って速やかに避難する。
- 5 授業時の避難誘導は、授業を担当している職員が当たる。
- 6 その他、その時の状況によって臨機応変に対応し、人災その他の被害を最小限度にくいとめるように努める。

(職員の非常召集)

第9条 休日、祝祭日又は夜間に火災が発生した場合には、職員は連絡を受け次第速やかに出勤し、その任務に当たるものとする。

(防火防災訓練)

第10条 火災発生の非常時に備え、原則として毎学年1回豊見城市消防署の協力を得て、防火防災訓練を行う。

—付 則—

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

県高等学校管理規則の改正による第1条一部改正 平成13年5月10日

豊見城市移行による第10条一部改正 平成15年4月1日